

目 次

第1章 総則	1-1
第1節 目的	1-1
第2節 用語の定義	1-1
第3節 水防の責任等	1-3
第4節 津波における留意事項	1-6
第5節 安全配慮	1-6
第2章 県における水防組織	2-1
第1節 県の水防組織	2-1
第2節 水防本部および支部の構成	2-1
第3節 水防態勢	2-2
第4節 水防態勢時における関係機関の連絡系統	2-3
第5節 指定水防管理団体	2-4
第3章 重要水防箇所	3-1
第1節 河川関係重要水防箇所	3-1
第2節 海岸関係重要水防箇所	3-2
第3節 水防上巡視を必要とする構造物箇所	3-3
第4章 水防区及び水防詰所	4-1
第5章 気象状況及び洪水予報	5-1
第1節 洪水予報を行う河川	5-1
第2節 気象状況及び洪水予報の連絡	5-3
第6章 雨量、水位、風向、風速、波高の観測通報及び水位情報の通知	6-1
第1節 雨量の観測通報	6-1
第2節 水位の観測通報及び水位情報の通知	6-4
第3節 風向、風速及び波高の観測通報	6-5
第4節 その他の情報発信及び情報収集について	6-6
第7章 水防警報及び水防情報の提供	7-1
第1節 水防警報及び水防情報	7-1
第2節 水防警報及び水防情報の提供を行う河川並びに水防警報発表者及び水防情報提供者	7-5
第3節 水防警報及び水防情報提供の対象とする水位観測所	7-9
第4節 水防警報を發表しない場合及び水防情報を提供しない場合の処置	7-13
第5節 水防警報及び水防情報提供伝達系統	7-13
第6節 水防警報及び水防情報提供の例示	7-32
第7節 水防報告の例示	7-33
第8章 水防活動	8-1
第1節 水防管理団体の非常配備	8-1
第2節 巡視及び警戒	8-1
第3節 水防作業	8-2
第4節 緊急交通	8-2
第5節 警戒区域の指定	8-3
第6節 避難立退き	8-3
第7節 氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置	8-3
第8節 水防解除	8-7
第9節 水防訓練	8-8

第9章 費用負担と公用負担	9-1・9-2
第1節 費用負担	9-1
第2節 公用負担	9-1・9-2
第10章 水門、こう門及びダム操作	9-2・10-1
第1節 ダム操作の指示	10-1
第2節 水門、こう門等の点検整備について	10-1
第11章 協力・応援	11-1
第1節 河川管理者の協力	11-1
第2節 水防機関の協力等	11-1
第3節 隣接県との協力	11-2
第12章 水防報告	12-1
第1節 水防概況報告	12-1
第2節 水防活動実施報告	12-1
第13章 通信連絡および輸送	13-1
第1節 水防通信連絡	13-1
第2節 災害時優先通信の取扱い	13-1
第3節 放送機関の協力体制	13-1
第4節 その他の通信施設の使用	13-1
第5節 輸送の確保	13-2・14-1
第14章 水防標識・水防信号・身分証票	13-2・14-1
第15章 水防演習計画	15-1
第16章 水防用備蓄資材	16-1
第1節 水防倉庫備蓄資材基準	16-1
第2節 水防資材の備蓄状況	16-1
第3節 水防資材調達業者	16-1
第17章 津波に対する水防活動について	17-1
第1節 水防配備	17-1
第2節 水防警報及び水防情報の提供を行う河川並びに水防警報発表者及び水防情報提供者	17-2
第3節 水防警報及び水防情報提供の段階と範囲	17-3
第4節 水防警報及び水防情報提供の伝達系統	17-4
第5節 水防警報及び水防情報提供の例示	17-8
第18章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	18-1
第1節 洪水浸水想定区域の指定・公表	18-1
第2節 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	18-1
第3節 洪水ハザードマップ	18-1
第4節 予想される水災の危険の周知等	18-2
第5節 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	18-2
第6節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成など	18-2
第7節 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成など	18-2
第8節 浸水被害軽減地区	18-2
第19章 水防協力団体	19-1
第1節 水防協力団体の指定、監督、情報の提供	19-1
第2節 水防協力団体の業務	19-1
第3節 水防協力団体と水防団等の連携	19-1
第4節 水防協力団体の申請・指定及び運用	19-1

